**【 要件対応表 】**

電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業

**１．対象事業の基本的要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **基　本　的　要　点** | | **内　　　　容** |
| １ | 実績・能力・実施体制が構築されている |  |
| ２ | 事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づいている |  |
| ３ | 他の補助金等を受けていないこと  （固定価格買取制度による売電を未実施） |  |
| ４ | 暴力団排除に関して誓約できる者 |  |

**２．補助対象事業の要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事　業　の　要　件** | | **内　　　　容** |
| １ | 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業 |  |
| ２ | 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設から発生する電力を利用 |  |
| ３ | 計画が確実かつ合理的であり、電力の利用先が確定 |  |
| ４ | 地球温暖化防止に資する効果を明確な根拠をもって推計 |  |
| ５ | 施設整備における費用対効果は上限値を下回っているか |  |
| ６ | 断熱材を使用する場合は、フロンを用いない |  |
| ７ | 地方公共団体の施設の場合は、活用する電力は、この補助金（エネルギー特別会計）を活用して整備した施設からのもの |  |
| ８ | 再生可能エネルギー電気の発電事業計画の認定を受けて売電を行わないもの |  |
| ９ | 事業実施主体が産業廃棄物処理施設の場合は優良産廃処理業者である　　　　　　 **※** |  |
| 10 | 産業廃棄物処理施設における廃棄物管理は電子マニフェストを利用している　　　　 **※** |  |
| 11 | 補助事業に係る産業廃棄物の処分については優良産廃処理業者による処理である **※** |  |

**※**は、実施主体が産業廃棄物処理施設に係る事業に対する要件